

最高裁秘書第4055号

令和元年8月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

現行犯逮捕された司法修習生が不起訴処分となったことに関して作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）

(2) 苦情の申出がされた日

平成30年12月21日付け（同月25日受付）

2 答申番号

令和元年度（最情）答申第28号

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）